

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月4日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第2号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和3年5月25日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

令和3年3月30日午後2時15分頃、亀山市安知本町地内において、市道上原1号線から上原北橋に右折した際、相手方所有のフェンスに接触し破損させた。

2 相手方住所及び氏名

津市久居明神町2670番地2
中日本高速道路株式会社名古屋支社
津高速道路事務所
所長 篠田勝司

3 損害賠償の額

267,300円